

合意制度加算報酬の請求に際して添付すべき疎明資料に関する細則

(目的)

第 1 条 この細則は、国選弁護人の事務に関する契約約款第 21 条及び本則別表 B 番号 2-2 の規定に基づき、被疑事件又は被告事件の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士が合意制度加算報酬を請求する際に添付すべき協議の実施、合意の成立を疎明するに足りる客観的な資料に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(合意制度加算報酬の請求に際して添付すべき疎明資料)

第 2 条 普通国選弁護人契約弁護士が、刑事訴訟法第 350 条の 2 第 2 項に規定する特定犯罪に係る事件の被疑者又は被告人の国選弁護人として、当該事件について検察官との間で同法第 350 条の 4 に規定する協議を行った場合に添付すべき疎明資料は、別紙様式 of 用紙に、次の各号に掲げる事項を記載して「協議の実施」欄に検察官から押印を受けたものとする。

一 対象被疑者又は被告人の氏名

二 選任に係る事件（被疑者にあつては罪名及び勾留日、被告人にあつては係属裁判所及び事件番号）

三 普通国選弁護人契約弁護士の氏名

2 普通国選弁護人契約弁護士が、刑事訴訟法第 350 条の 2 第 2 項に規定する特定犯罪に係る事件の被疑者又は被告人の国選弁護人として、当該事件について、検察官との間で前項の協議を行い、これにより、検察官と被疑者又は被告人との間で同法第 350 条の 2 第 1 項に規定する合意があつた場合に添付すべき疎明資料は、別紙様式 of 用紙に、前項各号に掲げる事項を記載して「合意の成立」欄に検察官から押印を受けたものとする。

(複数の国選弁護人が選任されている場合の疎明資料)

第 3 条 同一の事件について複数の普通国選弁護人契約弁護士が国選弁護人に選任されている場合における前条の疎明資料は、同条第 1 項の協議を行った普通国選弁護人契約弁護士ごとに作成するものとする。

附 則

この細則は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

日本司法支援センター 御中

協議の実施及び合意の成立を疎明する書面

刑事訴訟法第350条の4による協議の実施及び同法第350条の2第1項による合意の成立につき、下記のとおり報告します。

国選弁護人記入欄			
被疑者氏名 または 被告人氏名			
事件の特定	被疑者の場合	罪名	
		勾留日	年 月 日
	被告人の場合	係属裁判所	裁判所 支部
		事件番号	年（ ）第 号
国選弁護人	氏名	(登録番号)	

上段の「国選弁護人記入欄」に必要事項を記入の上、検察官に押印を求めてください。

検察官押印欄		
協議の実施	被疑者または被告人は、検察官との間で、標記事件について、刑事訴訟法第350条の4による協議を行った。 ◆ 協議を実施していれば こちらに押印してください →	検察官確認印
合意の成立	上記協議の結果、同法350条の2第1項による合意があった。 ◆ 合意に至った場合は、 <u>上記の押印に加えて、</u> こちらにも押印してください →	検察官確認印